

3回目接種の疑問にお答えします！

新型コロナワクチンの3回目接種が始まっています。今号では、皆さんからよく寄せられる質問にお答えします。



Q 3回目の接種は、いつから受けられますか

A 2回目接種が完了し、6カ月以上経過した後に受けられます。対象の人には、6カ月経過後に順次接種のお知らせを郵送しますので、届き次第、予約・接種ができます。

Q ファイザー製と武田/モデルナ製のワクチンの効果に差がありますか

A 2回目接種から半年経過後で比較すると、どちらのワクチンも重症予防効果が高いことが分かっています。研究では、感染・発症・重症化のいずれの予防効果も、武田/モデルナ製のワクチンの方が高いと報告されています。

Q オミクロン株にも、ワクチンの効果がありますか

A オミクロン株の発症と重症化を予防する効果は、3回目接種をすることにより一定程度、回復することが報告されています。

Q 1・2回目と異なるワクチンを接種しても大丈夫ですか

A 国からのワクチン供給量は、1・2回目の接種時に比べてファイザー製が減っており、3回目接種では、異なるワクチンを接種（交互接種）する人が多くなります。英国の研究では、2回目接種から一定期間経過後に異なるワクチンを接種した場合、安全性と効果が確認されています。

◆ ワクチン予約の問い合わせ

市新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-220-489

🕒 9時～18時（土・日曜、祝日含む）

（通話料無料）

ワクチンの予約はこちら

▶ 推奨 インターネット予約 (24時間受付)

URL : <https://vc.liny.jp/032018>



▶ 推奨 LINE 予約 (24時間受付)

2次元コードから市公式アカウントに「友だち」申請して予約画面へ



▶ コールセンターでの電話予約

9時～18時（土・日曜、祝日を含む）
☎0120-220-489（通話料無料）

3回目接種については、広報もりおか2月1日号または市ホームページをご覧ください 📄 1037759



ごみの減量と再利用について、役立つ情報をお知らせ！ 🔄 資源循環推進課

☎626-3733

3Rマイスターへの道

VOL.27

今月のテーマ

引っ越しなどで出る多量のごみの出し方

引っ越しなどの際に出る多量のごみは、町内会などの集積場所へ一度に出すことはできません。各地域の分別方法に従い、表の処理施設に持ち込むか、ごみの収集運搬業者に依頼してください。なお、都南地域の人は盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターに収集を依頼することもできます。



表 地域ごとの処理施設

地域	持ち込みできる施設	処理手数料
盛岡地域	クリーンセンター ※1 (上田字小鳥沢) ☎663-7153	一度に持ち込む量が200kg以上の場合は1000円。以降、10kgまでごとに50円増
	リサイクルセンター ※2 (川又) ☎685-2151	
都南地域	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター ※3 (矢巾町) ☎697-3835	10kgまでごとに105円。生ごみは10kgまでごとに30円
玉山地域	岩手・玉山清掃事業所 (寺林) ☎682-0552	10kgまでごとに50円

※1 クリーンセンターに持ち込めるものは、可燃ごみと古紙
 ※2 リサイクルセンターに持ち込めるものは、不燃ごみと資源（びん・缶・ペットボトル）、粗大ごみ
 ※3 持ち込み・収集とも事前予約が必要。持ち込みの予約は同組合ホームページか、予約専用ダイヤル☎613-3501へ、収集の予約は同組合☎697-3865へ

収集日を忘れがち… 分別の仕方が分からない…

資源・ごみ分別アプリ

『さんあ〜る』で解決！



アプリのダウンロードはこちら



※アプリは無料ですが、ダウンロードなどに伴う通信料は、利用者負担です

【主な機能】

■通知機能

収集日を当日または前日にお知らせ！

■カレンダー機能

収集日が一目で分かる！

※英語・中国語・ベトナム語にも対応

■分別辞典機能

品目ごとの分け方も検索できる！

空家を考える Vol.3

くらしの安全課 ☎603-8008

📄 1017606

空家を売る時の税の優遇制度

空家の処分に、税金がどのくらいかかるのか心配—という相談が多く寄せられます。今号では、相続した空家を売却するときの税金について、東北税理士会盛岡支部の菊池康弘支部長にお話を聞きました。



■税金の計算方法

不動産を売却し、利益が発生すると「譲渡所得」とみなされ、所得税の対象になります。譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が5年を超えるものを「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といい、長期譲渡所得では約20%、短期譲渡所得では約39%の税率がそれぞれ適用されます。例えば、所有期間が5年を超える空家を売って1000万円の利益が出た場合、その20%に当たる約200万円の納税が必要です。

■相続による譲渡の特例

ただし、相続などにより取得した空家を一定の要件※を満たした上で売却した場合、譲渡所得から3000万円まで控除される制度があります。これを「被相続人の居住用財産（空家）に係る譲渡所得の特例の特例の特例」といいます。この特例の適用を受けるには、確定申告が必要です。詳しくは税理士か税務署にお問い合わせください。



※譲渡所得の特例の特例の特例の主な要件

- ①被相続人の死亡日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する
(例)平成31年2月に死亡した人の場合、令和4年12月までに譲渡
- ②昭和56年5月31日以前に建築された家屋である(区分所有建築物を除く)
- ③被相続人の居住の用に供されていた家屋であり、亡くなる直前に被相続人以外に居住者がいなかった家屋である
- ④建物ごと、現況で売却する場合には、現行の耐震基準に適合するよう建物がリフォームされている
- ⑤空家を解体して土地を売却する場合には、解体後に土地の所有権移転をする



耐震基準を満たさない建物の売却は対象外！

⇒制度の活用については、同課にご相談を

もりけんに挑戦
(11ページに掲載)の答え
①月曜日

広報もりおかへのご意見をお待ちしています
アンケート専用フォームから、特集や各記事への意見をお寄せください。あなたの意見が広報もりおかを育てます。



編集後記

特集の取材先である中央卸売市場で新鮮な魚介類や野菜をレンズ越しに眺めていると、おなかの虫が鳴りやまず…次こそは「市場食堂」に行ってみたいです！(阿部)

VEGETABLE OIL INK
地球環境に配慮し、ベジタブルインキを使用しています。